

デルクラウドソリューション契約条件

お客様による本ソリューションのご利用又はアクセスは、お客様とデルとの間のクラウドソリューション契約条件に従うものとします。「本契約」とは、本書条件、及び該当する次に掲げるものの総称をいいます: (i)該当する本ソリューションに関するソリューション概要、(ii)お客様がデルから直接購入した場合は、ソリューション概要と一体なった注文書（以下「注文書類」といいます）、(iii)クラウドソリューション契約条件利用規程（以下「AUP (Acceptable Use Policy)」といいます）、及び(iv)アメリカ合衆国（「アメリカ」といいます。）外のお客様、及びエンドユーザーによる本ソリューションのご利用及びアクセスに適用される、地域別付属文書。

本契約は、お客様による(a)ソリューション概要若しくは注文書類の締結、(b)オンライン若しくはオフラインでの手続による本書条件の承諾、(c)本ソリューションへのアクセス若しくは当該ソリューションのご利用又は(d)本契約に言及したお客様と再販売業者との間の条件の承諾に基づき、その効力が発生します。「お客様」又は「カスタマー」とは、お客様が代表するエンドユーザーの事業体であって、該当するソリューション概要、注文書類、エンドユーザー確認書類又はオンライン注文手続によりさらに特定されるものをいい、本契約に明示的に同意しその他法的に拘束されるお客様の関連会社が含まれます。「デル」とは、Dell Marketing L.P.自体、並びにその供給業者及びライセンサーを代表する Dell Marketing L.P.、又はお客様のソリューション概要若しくは注文書類上で特定されるデルの事業体をいい、お客様による本ソリューションの注文書発行先となるデルの事業体が含まれます。本ソリューションの購入は、専らお客様自身による内部使用のみを目的としており、再販売することはできません。

1. 定義

「アクティベーション指示」とは、デル又は該当するクラウドパートナーがお客様による特定の本ソリューションのアクティベーション又はアクセスを可能にするためにお客様に提供する指示、ユーザーID、ソフトウェアライセンスキー又はパスワードをいいます。

「機密情報」とは、(i)本ソリューションの一環としてお客様がデルに送信し若しくは保存するデータ又は注文書類上でデルに提供される情報、(ii)デルの価格設定その他の本ソリューションの条件、アクティベーション指示、マーケティング・販売情報、ノウハウ、監査・セキュリティ報告、製品開発計画、データセンター設計（データセンター訪問の際にお客様が知り得た非視覚情報を含みます。）その他お客様に提供される専有情報又は技術（ソフトウェア等を含みます。）及び(iii)営業秘密又はその他機密扱である旨を指定された情報をいいます。他方当事

者の機密情報を参照することなく開発された情報、又は公知の、若しくは公知となった情報、又はその他機密保持違反なく当事者の利用に供される情報は、機密情報に含まれないものとします。

「カスタマーコンテンツ」とは、デルに送信される又は本ソリューション上で保存され若しくは利用される文字、ソフトウェア、音楽、音声、写真、画像、映像、メッセージ、ファイル、添付ファイルその他の資料を含め、お客様又はお客様のエンドユーザーによる本ソリューションの利用に関連してお客様又はお客様のエンドユーザーから提供される情報又はデータをいいます。

「エンドユーザー」とは、カスタマーソリューションを購入する個人又は事業体を含め、カスタマーが本ソリューションへのアクセス及び利用を許諾した個人又は事業体をいいます。

「知的財産等」とは、現在既に存在するか今後生じるものを問わず、いずれの法域によっても認められるすべての特許、特許出願、著作権、著作者人格権、著作者権利、パブリシティ権、マスクワーク、営業秘密、ノウハウ、契約上の権利、ライセンシング権利その他の知的又は財産的権利をいいます。知的財産等には、法人名、商号、商標、サービスマークその他の財産的称号も含まれます。

「本サービス」とは、デル、クラウドパートナー又はそれらの組合せにより履行される一切のサービスであって、一つ又は二つ以上のソリューション概要で説明するものをいいます。

「ソフトウェア等」とは、本ソリューションに関連してデルにより提供される、オブジェクト（バイナリ）又はソースコード形式によるソフトウェア、ライブラリ、ユーティリティ、ツールその他コンピュータ又はプログラムのコードのほか関連書類をいいます。本契約に従い本ソリューションを利用するため、ソフトウェア等には、お客様のシステム上にローカルでインストールされるソフトウェア及びインターネットを通じた、又はその他ウェブサイト、ポータル、クラウド型ソリューションその他の遠隔手段によりアクセスできるソフトウェアが含まれます。

「本ソリューション」とは、ソリューション概要に従ってデル又はデルのクラウドパートナーによりお客様に対して履行される本サービス及び提供されるソフトウェア等の組合せをいいます。本ソリューションには、パートナーソリューションが含まれます。

「ソリューション概要」とは、(i)本契約若しくはクラウドパートナー条件に言及した作業明細、サービス説明、ソリューション説明その他の契約又は(ii)注文書類内で参照される仕様書若しくはオンライン概要をいいます。

「サードパーティ製品」とは、カスタマーソリューション、その他お客様又は第三者の提供するソフトウェア、ハードウェア又はサービスを含め、本ソリューションに関連して提供され、利用に供され又はその他利用されるデルブランドではない又はクラウドパートナーブランドではないソフトウェア又はサービスをいいます。

「営業秘密」とは、公然と知られておらず、又は利用できないデル又はクラウドパートナーの情報であって、(i)その開示又は利用によって経済的価値を取得することができる他人が、一般的に知らないものであり、また、適正な手段により容易に確知することができないものであることから、現実的又は潜在的な経済価値が導き出されるもので、(ii)その秘密を保持する上で合理的な努力が必要となるものをいいます。

2. 見積り、発注及び支払

お客様が再販売業者を通じて本ソリューションを購入された場合は、ご購入に関する販売条件（価格設定を含みます。）は、お客様と再販売業者との間で合意されるものとします。本第2条は、直接販売にのみ適用されます。

デルは、該当するソリューション概要若しくは注文書類に従い、又は指定がない場合にあってはデルのウェブサイト上に提示される最新のリスト価格に従い、本ソリューションの金額を請求します。見積価格は、その見積書の有効期限まで、有効に存続します。すべての注文は、デルの承諾を条件とします。お客様が本ソリューションを購入したシステム、単位（たとえば、メールボックス、受信者、分単位時間数など）及びエンドユーザー数は、注文書類上に表示されます。これらの数を超過する又は対象期間より長い期間の利用には、追加料金がかかります。請求期間ごとの追加料金は、超過利用分に当初の注文書類内のシステム、単位又はエンドユーザー当たりの契約代金を乗じることにより、算定されます。支払は、デルが与信条件に書面で合意しない限り、クレジットカード、電信送金その他事前に取決めた支払方法により行われるものとします。本ソリューションは、アクティベーションした日より、該当するソリューション概要又は注文書類に従い請求書が作成されます。デル又はデルの現地関連会社は、該当する通貨建てで、お客様から提示された請求先住所ごとに、現地でお客様に対して請求書を発行します。請求書の支払期限は、請求日から30日以内です。デルは、延滞金に対する月利1.5%又は法定金利のうちいづれか低い率により、利子を請求する権利を留保します。遅延損害金は、お客様の最新の未払残高に基づき30日ごとに再計算され、これには、過去に発生した未払いの遅延損害金が含まれる場合があります。お客様は、延滞金の回収に関連する一切の合理的な法的サービス手数料（合理的な弁護士報酬を含みます。）及び費用を支払います。

注文書類又は請求書に明記される代金には、すべての関税、賦課金その他これらに類する負担金が含まれ、VAT その他これに相当する売上税又は使用税は含まれません。お客様は、売上税、使用税、消費税、付加価値税その他これらに類似の租税を含み、かつ、お客様が有効な再販売又は免税の証明書を提示した租税を除いた上で、お客様又はエンドユーザーが本ソリューションの利益を享受する地域において本ソリューションに対して査定され、又は課されるすべての租税及び手数料の支払について、自己及びその関連会社の代わりに責任を負います。源泉徴収税の対象となる支払の場合にあっては、お客様又はお客様の関連会社は、該当する税法に従い、債務金額からそれらの租税を控除し、適切な税務当局に租税を納付します。お客様は、これらの納税を証する領収証又は文書を、速やかにデルに提示します。デルは、お客様が該当する租税を源泉徴収しないことの結果として生じる源泉徴収税、金銭罰又は利息について、責任を負わないものとします。

3. アクティベーション

一部の本ソリューションに関しては、デルによる注文の受領及び承諾（発注がデルへの直接のものか又は再販売業者を通じたものかを問いません。）の後、お客様は、アクティベーション指示を受領します。「アクティベーションした日」は、アクティベーション指示の送信日、又はアクティベーション指示を必要としない場合にあっては、該当するソリューション概要の発効日若しくはオンライン注文の契約成立日とします。お客様は、本ソリューションに関連した通知その他の連絡を受けるための一個の専用電子メールアドレスを提供し、維持し及び監視する必要があります。

4. 期間、更新

本ソリューションの「対象期間」は、アクティベーションした日に開始し、ソリューション概要又は注文書類内に表示される期間（又はお客様が再販売業者を通じて購入したときは、お客様と再販売業者との注文書内の該当期間）、継続します。お客様がデルから直接購入したときは、お客様が対象期間満了の 30 日以上前に書面により自動更新を拒否しない限り、又はソリューション概要もしくは注文書類内で自動更新が明示的に否認されない限り、デルは、その時点で最新のデルのリスト価格により、翌対象期間に関して本契約書及び関連する本ソリューションを自動更新することができます。該当する対象期間の満了を超えて本ソリューションの利用が継続されることにより、デルは、その時点で最新のデルのリスト価格により、翌対象期間をもって、デルの裁量に従い本契約書及び関連する本ソリューションを更新することができます。お客様が再販売業者を通じて購入した場合は、その購入に関する販売条件は、お客様と再販売業者との合意に基づくものとします。

5. 終了

いずれの当事者も、相手方当事者が重大な違反を犯し、違反内容を記述した通知書面による催告後 90 日以内に当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができます。お客様が複数の本ソリューションを購入した場合において、個々の本ソリューションの終了は、終了を生じさせた状況が購入されたすべての本ソリューションに全体的に影響を及ぼすものでない限り、本契約を終了させるものではありません。前述にもかかわらず、 デルは、(i)お客様が 30 日間を超えて支払債務の期限を徒過した場合、(ii)お客様が AUP 若しくはクラウドパートナーの AUP に抵触した場合、(iii) デルと第三者製ソフトウェア等若しくは技術の提供者若しくはクラウドパートナーとの関係の変動により、デルによる本ソリューションの提供能力に重大な悪影響が生じた場合、(iv)お客様が破産を宣言し、破産を宣告され若しくはお客様若しくはお客様の資産の実質的全部に関して財産保全管理人若しくは管財人が任命された場合、(v)お客様がデルの直接競合者であり若しくは直接競合者の支配下にある場合、又は(vi)お客様が再販売業者を通じて購入した場合であってお客様と当該再販売業者との間の契約が満了し若しくは解除されたか、デルと当該再販売業者との間の契約が満了し若しくは解除されたか若しくはお客様の再販売業者がデルへの支払債務の期限を徒過した場合には、お客様への書面による通知をもって、更なる責任を負うことなく、本契約又は影響の生じた本ソリューションを終了することができます。

本契約に従い購入されたすべての本ソリューションに関して対象期間が満了となったときは、いずれの当事者も、30 日前の書面による通知により、本契約を解除することができます。本契約の解除に伴い、本契約に基づくすべての権利及び義務は、解除前に発生した訴権、支払債務及び解除後も存続することが明示的又は默示的に意図された義務を除き、当然に終了します。

6. 譲渡

お客様は、デルの事前の書面による同意がない限り、本契約又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡することはできません。デルは、デルによる事業、製品種目又はデルの資産の実質的全部の売却に伴い、本契約に基づくデルの権利を譲渡し、売却し、その他移転することができますが、ただし、被移転人が本契約に基づき義務を履行することに同意する場合に限られます。デルは、本契約の全部又は一部を下請けさせ又は委託することができますが、ただし、デルが本ソリューションの提供について引き続き責任を負う場合に限られます。本契約の目的上、支配権の移動は、譲渡とみなされます。

7. 財産的権利

本ソリューションを通じて又は本ソリューションに関連した利用のためにお客様がデルに提供するすべての情報を含めた上で、お客様が作成しその他所有する又はお客様が第三者からライセンス取得した情報を除き、本ソリューションが提供されるノウハウ及び方法並びに本ソリューションを構成する工程を含め、本ソリューションに具現化される知的財産等のすべての権利、権原及び利益は、デル又はデルのライセンサー若しくはクラウドパートナーのみに排他的に帰属し、お客様は、本契約で明示的に付与される場合を除き、前述のいずれについても権利を有しません。本ソリューションを提供するために利用される本サービス及びソフトウェア等は、デル又はデルのライセンサー若しくはクラウドパートナーの有価の営業秘密及び財産的権利を具現化したものであり、著作権法及び著作権に関する国際条約その他知的財産に関する法律及び条約により保護されます。本ソリューションを提供する中でデルが開発する知的財産等は、デル又はデルのライセンサー若しくはクラウドパートナーのみに排他的に帰属します。

8. クラウドパートナー

お客様がデルのクラウドパートナープログラムのメンバー（以下「クラウドパートナー」）により提供される本ソリューションをデルから購入する場合には、お客様の本ソリューション（「パートナーソリューション」といいます。）は、お客様の注文書類上又はオンライン注文手続中に提示される追加条件（「クラウドパートナー条件書」といいます。）が適用される場合があります。

9. カスタマーソリューション

お客様が、本ソリューションを伴い、本ソリューションを通じ又は本ソリューションを用いた、デルブランドではないハードウェア、ソフトウェア又はサービス（マネージドサービスを含みます。）（「カスタマーソリューション」といいます。）をエンドユーザーに提供するときは、お客様は、エンドユーザーに本契約を提示しなければならず、エンドユーザーは、自己のカスタマーソリューションの利用が本契約の条件に従うことに同意しなければなりません。お客様は、(i)適切な暗号化の利用を含め、カスタマーソリューション及びカスタマーソリューション内にあるか、カスタマーソリューションを通じて処理されるデータへのアクセス並びに利用及びセキュリティを管理すること、(ii)エンドユーザーのアカウントへのアクセスを保護するために使用されるパスワードその他の手段のセキュリティを維持すること、(iii) カスタマーソリューションと連動するように本ソリューションを適切に構成すること、並びに適切なアーカイブの利用を含め、カスタマーソリューションの適切なバックアップをとるための独自の手順を講じること、並びに(iv) カスタマーソリューションが第三者の権利を侵害している旨を主張する通知を適切に取り扱い並びに処理することを含め、カスタマーソリューションについて責任を負います。お客様は、カスタマーソリューションを利用するエンドユーザーのデルに対

する、カスタマーソリューションに関するいかなる請求についても、デルに対し、補償し、免責することに同意します。

10. 停止、削除及び修正

デルは、(i)お客様（又はお客様の購入先である再販売業者）が 15 日間を超えて支払債務の期限を超過したとき、(ii)罰則付き召喚令状若しくは法執行機関の要請を受けたとき又は(iii)お客様が本契約に違反したこと若しくはお客様による本ソリューションのご利用がセキュリティ上の急迫のリスクを生じさせ、若しくはデルに責任を生じさせ得ることをデルが商業上合理的に信ずるときは、本ソリューション又はお客様によるクラウド内に保存されたデータへのアクセス若しくは当該ソリューション又は当該データの利用の全部又は一部を停止することができます。デルは、12 時間以上前にお客様に停止を通知するための商業上合理的な努力をしますが、デル（又はクラウドパートナー）が、デル、クラウドパートナー又はデルの顧客らを保護する上で前述の時間よりも短時間の通知に基づく停止が必要であると商業上合理的な判断により決定したときは、その限りではありません。

デルから引き渡される本ソリューションを購入するお客様に関して、デルは、(a)デルによる本契約書第 5 条に基づく契約終了の 60 日後、又は(b)お客様（又はお客様の購入先である再販売業者）が終了後 60 日以内に、該当するソリューション概要を更新しないときは、お客様のカスタマーコンテンツを削除することができます。パートナーソリューションを購入するお客様に関して、カスタマーコンテンツの保持及び削除は、該当するクラウドパートナー条件に従います。

デルが、デモ版、評価版、パイロット版又は概念実証版などのトライアルプログラム（「トライアル版」といいます。）に関連して本ソリューションを提供する場合は、トライアル版の終了後直ちに、デルは、お客様にカスタマーコンテンツを返還する義務を負うことなく、クラウド内に保存されたカスタマーコンテンツを削除することができます。ただし、トライアル版の終了後直ちに、お客様が標準期間内に本ソリューションを更新するときは、デルは、本契約書に従い、クラウド内のカスタマーコンテンツを保持します。

デル又はクラウドパートナーは、いつでも本ソリューションの機能性又は機能的特性を修正することができますが、ただし、その修正が、対象期間中（該当するソリューション概要で説明された）本ソリューションの機能性を著しく損なうものでない場合に限られます。デル又はクラウドパートナーは、お客様又は第三者に対し、このような修正について責任を負わないものとします。デル又はクラウドパートナーは、本ソリューションの提供拠点を隨時変更すること

ができますが、デル又はクラウドパートナーは、本ソリューションの引渡しについて継続して責任を負います。

デル又はクラウドパートナーは、予定された若しくは予定外の修理、若しくはメンテナンスを実施し、又は遠隔的にソフトウェア等へのパッチ若しくはアップグレードを実施することが必要となる場合があり、これにより一時的に本ソリューションの品質が損なわれ又は本ソリューションが部分的若しくは完全に停止する場合があります。デルは、お客様に、修理又はメンテナンスの事前通知をできるかは保証できかねますが、予定されたアップデート及びパッチの 7 日以上前に通知する、もしくは該当するクラウドパートナー条件で定められた通知をするよう努力するものとします。

11. ライセンス

ソフトウェア等がクラウドソリューションの一環として提供されるものである場合には、そのソフトウェア等は、ソフトウェア等に添付されたライセンス契約に従って提供されるものであり、そうしたライセンスがない場合には、デルブランドのソフトウェア等は、 dell.com/aeula に掲載するデルのエンドユーザーライセンス契約に従います。お客様は、エンドユーザーによる本契約に対する違反について、責任を負います。

12. プライバシー

デルのプライバシーに関する取り組みについての情報については、Dell.com/Privacy のデルのグローバル及び・国別プライバシーポリシーをお読みください。これらポリシーにおいて、デルがお客様の個人情報を取り扱う方法、お客様のプライバシーを保護する方法が説明されています。お客様のソリューション概要で、お客様のデータが保存される地域が指定されている場合は、デルは、法律により又は政府機関の適法な要請に従い要求される場合を除いて、お客様への通知なく、所定の地域からデータを移動させることはできません。お客様がパートナーソリューションを購入されるときは、該当するクラウドパートナー条件で定められたプライバシーポリシーが適用されます。

13. 顧客の義務

お客様は、アカウント許可、請求その他のアカウント情報を最新の状態に保持する責任を負います。お客様がデルから直接購入されたときは、お客様は、該当するソリューション概要その他お客様とデルとの間の契約で定められた金額を、支払い期限に応じてお支払いいただく必要があります。お客様が再販売業者から購入された場合は、お客様は、お客様と再販売業者との

間の該当する契約で定められた各本ソリューションの金額を、支払い期限に応じてお支払いいただく必要があります。一部の本ソリューションには、サードパーティ製品又はクラウドパートナーのサービスとの相互運用のために設計された機能的特性が含まれる場合があります。サードパーティ製品又はクラウドパートナーのサービスがその提供者により提供されなくなったときは、デルは、関連する本ソリューションの機能的特性の提供を中止することができ、お客様は、返金、クレジットその他の補償を受ける権利がありません。本ソリューションを提供するに際して、デルは、お客様による本ソリューションのご利用に関し、情報を取得することができます。お客様は、デルが本ソリューションの様々な側面を改良し及び最適化できるように支援するため、又は本ソリューションに関連した一般的マーケティング活動を促進するため、匿名の方法により取得した情報を利用できることについて、了承します。

お客様は、（適切な開示を提供すること及びお客様の従業員、代理人、請負人及びエンドユーザーから法的に十分な同意を取得することを含め）デル（又はクラウドパートナー）による本サービスの履行又はお客様による本ソフトウェアの利用に関連してお客様の所在国内外でお客様のデータ又はエンドユーザーのデータを利用し及び国内外に移転する上で必要となるすべての権利、許可及び同意を取得済みであることを、表明及び保証します。お客様は、クラウド内でお客様が利用又は保存するデータ及びソフトウェア（そのメンテナンス、運用及びクラウド内での及びクラウドとの互換性を含みます。）、並びにそれらに関する第三者の申立てについて、責任を負います。お客様は、デル又はクラウドパートナーのいずれも処理されるデータの内容を管理するものでないこと及びデル（又は該当するクラウドパートナー）がお客様の代理で本サービスを履行するものであることについて、了解及び同意します。お客様又はエンドユーザーが、本ソリューションにリンクされ又は本ソリューションによりアクセス可能にされた第三者のウェブサイトその他のプロバイダーにデータを送信するときは、お客様及びエンドユーザーは、適宜、デル又はクラウドパートナーが送信できることについて同意しますが、当該送信及び関連する交信は、専らお客様と第三者のウェブサイト又はプロバイダーとの間のものであり、第三者のウェブサイト又はプロバイダーにより提示される追加条件の対象となる場合があります。デル又はクラウドパートナーのいずれも、当該送信から生ずるお客様のデータの開示、修正又は削除について、責任を負わないものとします。デル又はクラウドパートナーのいずれも、その第三者のウェブサイト又はプロバイダーに関して、何らの保証をするものでもなく、何らの責任を負わないものとします。

お客様は、お客様による本ソリューションのご利用に関連して合理的なセキュリティ予防策を講じなければならず、お客様による本ソリューションの利用に適用される AUP 並びに法律及び規則を遵守しなければなりません。お客様は、本サービスの停止、セキュリティ問題及び本契約違反の疑いについて、デルの合理的な調査にご協力いただく必要があります。デルは、本ソリューションの利用に関する制約を追加又は修正するために AUP を改訂することができます

が、それは、当該変更が、商業上合理的であり、業界標準に即しており、すべての顧客に適用されるものである場合に限られます。

お客様は、お客様が本契約又は本ソリューションの利用に関連して個人又は事業体に許可し、行えるようにし又は行うように促した行為については、自らが行ったものとみなされます。お客様は、お客様が合理的なセキュリティ予防策を講じなかったことの結果として、エンドユーザー、またはお客様若しくはエンドユーザーのデータ又は本ソリューションにアクセスできる者による、本ソリューションの利用について、その利用がお客様の認めたものでない場合であっても、責任を負います。お客様は、エンドユーザーが本契約に基づくお客様の義務を遵守するよう、また、お客様のエンドユーザーとの契約条件が本契約に則し、法的に行使可能なものとなることを保証します。お客様は、本契約に基づくお客様の義務について、エンドユーザーによる違反を認識したときは、そのエンドユーザーによる本ソリューションへのアクセスを直ちに終了するものとします。

お客様は、本ソリューションへの接続、アクセスその他利用のために必要とされる設備及び付属サービスを選択、取得及び維持する責任、並びに当該設備が本ソリューションと互換性のあるものとなることを保証する責任を負います。お客様は、本ソリューションを適切に構成及び利用する責任、並びに適切な暗号化、バックアップ及びアーカイブの利用を含め、お客様のデータ及びソフトウェアの適切なセキュリティ、保護及びバックアップを保持するための独自の対策を講じる責任を負います。お客様は、本ソリューションが定期的なデータバックアップ又は冗長的なデータアーカイブを維持するお客様の必要性に取って代わることを意図したものではなく、必要性に取って代わるものでないことを確認します。お客様は、デルによる本ソリューションの提供過程においてデルにより保存又は処理される可能性のあるお客様のデータについて、バックアップコピーを保持する責任を負います。お客様は、デルがお客様のデータ又はソフトウェアの損失又は破損について責任を負うものでないことに了解及び同意します。お客様は、お客様のデータ又はソフトウェアが他の人の権利を侵害しているとの通知を適切に取り扱い、処理する責任を引き続き負います。

一部の本ソリューションに関連して、デルは、ハードウェア、ソフトウェア、設備その他の財産（「設備等」といいます。）をお客様に提供する場合があります。設備等は、デルの単独の財産であり、デルは、本契約の終了又は満了後直ちに設備等の占有を取得することができます。お客様は、(a)何ら担保を付けず設備等を保持し、設備等に担保として質権その他担保を設定せず、(b)本ソリューションにアクセスするためにのみ設備等を利用し、デルの合理的な設備等の利用指示を遵守し、(c)デルの事前の書面による承認がない限り、最初に設置された特定の拠点から設備等を撤去せず、配置を換え又は移動させることなく、(d)換気、空気調節又は整備の不十分な部屋に設備等を設置する義務がデルにはないことを合意した上で、設備等を設置す

るのに十分で安全で適切な空間を設け、(e)設備等の危険負担について、設備等の現在価値の公正市場価額に相当する責任を負い、(f)設備等上のプレート、ラベルその他の表示の取り外し、遮蔽、又は改変をせず、(g)設備等の固定 IP アドレスなどの安全なリンクを提供します。

14. デルへの顧客のライセンス付与

お客様は、デル又はクラウドパートナーが、該当する場合は、本ソリューションを実行又は提供する上で合理的かつ必要である、（ゲストオペレーティングシステム及びアプリケーションプログラムなどを含め、）お客様の提供するソフトウェアをインストール、配置、使用、実行、複製、表示、稼働及び起動するために、非独占的で無償のライセンスを含むソフトウェアの操作のために必要な権利（該当する本ソリューションの終了に伴い、終了するものとします。）を、デル（該当する場合は、クラウドパートナー）に付与します。お客様とデルとの間又はお客様とクラウドパートナーとの間において、お客様は、お客様の提供するソフトウェアを確保、更新、アップロード及び維持する責任、並びにソフトウェアライセンス及びメンテナンスの代金を含め、それらに関連する一切の代金を支払う責任を負います。本ソリューションを提供するに当たり、該当する場合は、デル又はデルのクラウドパートナーが、お客様が第三者ソフトウェア業者からライセンス取得したソフトウェアのインストール、パッチ、管理その他利用又は当該ソフトウェアへのアクセスを行うことが要求される場合、お客様は、デルの活動を許可する当該業者とのライセンス契約書面を取得済みであることを表明及び保証します。

お客様は、デル又はクラウドパートナーが本ソリューションを実行又は提供する上で合理的かつ必要である、お客様及びエンドユーザーのデータへのアクセス、当該データの利用、複製、修正、稼働、表示及び頒布を行うための非独占的で無償のライセンスを、適宜デル又はデルのクラウドパートナーに付与します。本契約内の権利及びライセンスをデル（又はデルのクラウドパートナー）に付与する上で要求されるすべてのライセンス、同意及び承認を自己の費用負担で取得することは、お客様の責任となります。

15. 危険度の高い活動に関する否認

本ソリューションは、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、兵器システム又は生命維持装置の稼働その他本ソリューションの不具合が、直接的に死亡、人身傷害又は環境・物的損害を引き起こす可能性のある用途の場合など、フェイルセーフ性能を要する危険な環境（総称的に「危険度の高い活動」といいます。）で使用することはできません。

16. 限定保証

本ソリューションは、デルの提供するすべてのサードパーティ製品及びオープンソースソフトウェアとともに、「現状有姿」で提供されます。デル（その関連会社、再委託先及び代理人並びにそれら各自の各従業員、取締役及び役員を含みます。）は、自己並びにそのライセンサー、クラウドパートナー及び供給業者（デルと合わせて「**デル当事者ら**」と総称します。）を代表して、本ソリューション又はこれに含まれる各ソフトウェア等又は本サービスに関して、何らの明示又は默示の保証をするものではなく、これには、(1)商品性、特定目的への適合性、適切性若しくは非侵害性の保証、(2)ソフトウェア等の性能に関する保証（ソフトウェア等が現在若しくは将来的に安全、正確、完全で、エラーがなく、ウイルス、ワームその他の有害コンポーネント若しくはプログラム制限がないかどうか、又はソフトウェア等のエラーが修正されることを含みます。）、デルによる本サービスの履行に関する保証（本サービスが現在又は将来的に、途切れず、タイムリーで、エラーが生じることがないことを含みます。）若しくは本ソリューションのセキュリティに関する、または本ソリューションが危険度の高い活動に適切なものかどうかに関する保証、(3)本ソリューションから得られる結果に関する保証（お客様によるソフトウェア等の利用に関連してお客様により取得され又は生成される報告、データ、結果その他の情報の正確性、品質、信頼性、適切性、完全性、真実性、有用性又は有効性を含みます。）若しくはデルの提言により生じた結果に関する保証又は(4)取引過程若しくは取引慣行に起因して生じる保証などが含まれます。サードパーティ製品に関する保証は、当該サードパーティ製品がデルにより「認定」、「承認」その他の指定を受けているかどうかを問わず、発行元、提供者又は製造元により提供されます。デルがトライアル版に関連して本ソリューションを提供している場合には、本ソリューションは、何らの保証もなく「現状有姿」及び「利用可能な範囲」で提供されます。

お客様又はエンドユーザーによるソフトウェア等の利用に関して、お客様は、ウイルスその他の有害コンポーネントにより生じる問題に関する必要なすべての点検、修理又は修正にかかる全費用を負担するものとしますが、当該問題又はウイルスが、デルの故意又は重過失による直接の結果であるときは、その限りではありません。

お客様は、本ソリューションへのアクセス及び交信に用いられる電話、コンピュータネットワーク及びインターネットを含むシステム又は情報の送信に用いられるシステムの稼働及び可用性が、予測不可能なものとなりうること、本ソリューションへのアクセス、当該ソリューションの利用又は稼働が隨時支障を受け、又は妨げられる場合のあることについて、了承します。デルは、お客様若しくはエンドユーザーによる本ソリューションへのアクセス若しくは当該ソリューションのご利用について、こうした支障若しくは妨げ自体、あるいは支障若しくは妨げがデルの本ソリューションの履行能力に及ぼし得る影響について、責任を負わないものとします。

17. 責任の制限

知的財産等の侵害／不正流用の場合を除き、いずれの当事者も、付隨的損害、間接損害、懲罰的損害、特別損害若しくは派生的損害又は(a)収益、所得、利益、節約若しくはビジネス機会の損失、(b)データ若しくはソフトウェアの損失若しくは破損若しくはシステム若しくはネットワークの使用機会の喪失、若しくはそれらの回復、(c)事業の中止若しくはダウントIME、(d)のれん若しくは評判の喪失、(e)利用に供することができない本サービス、ソフトウェア等、成果物若しくはサードパーティ製品若しくは(f)代替の本ソリューションの調達であって、本書に基づき提供される本ソリューションに起因または関連して生じるものについて、責任を負わないものとします。

知的財産等の侵害／不正流用の場合を除き、12ヶ月のあいだ（本書に基づき提供される本ソリューションに関する場合を含め）本契約に起因または関連して生じる一切の請求に関する当事者の責任総額は、当該請求が生じた特定の本ソリューションに関し、本契約に基づき該当する過去12ヶ月間にデルがお客様から（又はお客様が再販売業者から購入している場合にあっては、お客様の再販売業者から）受領した総額を超えないものとします。

これらの制限事項、除外事項及び免責事項は、契約、保証、厳格責任、過失、不法行為その他のいかなる事由に基づくかを問わず、すべての損害賠償請求に適用されます。当事者らは、これらの責任の制限がデルからお客様への本ソリューションの販売及び履行に対する対価の一部を構成するリスクの分配であること、限定的救済手段の本質的な目的が達成されるか否かにかかわらず、当事者がかかる責任のおそれについて告知されていた場合であっても、当該制限が適用されることを了承するものとします。

18. 機密保持

機密情報は、その情報を「知る必要」があり、本契約条件と同等以上の条件に基づき機密情報を取り扱うことに書面で同意した関連会社、従業員、代理人及び下請人を除き、開示することはできません。当事者は、いかなる場合でも、商業上合理的な水準の機密保持義務を維持し、自己の機密情報を取り扱うのと同等以上の注意義務を果たすことにより、相手方当事者の機密情報の機密性を保持するため、必要な予防策を講じることに同意するものとします。受領者が裁判所又は政府機関により機密情報を開示すべきことを要求されたときは、受領者は、その開示を行う前に、相手方当事者に対し、事前に合理的な方法で通知するものとします。

19. 補償

デルは、本ソリューション（サードパーティ製品及びオープンソースソフトウェアを除きます。）がお客様へ本ソリューションを販売した国において執行可能な第三者の知的財産等の権利を侵害し、又は不正に流用しているとの第三者による申立てや訴訟に起因し、または関連して生じる、請求、損害、責任、損失、費用及び経費（合理的な弁護士報酬を含みます。）について、お客様を防御し、お客様に補償するものとします。このほか、デルの合理的な判断によれば、結果としてデルに対し不利な判決になる可能性のある申立てが速やかにデルに通知された場合、デルは、自己の選択に従い、(i)お客様によるソフトウェア等の利用を継続するための権利若しくはデルによる本サービスの履行を継続できる権利を取得するか、(ii)ソフトウェア等若しくは本サービスを侵害性のないものに修正するか、(iii)ソフトウェア等若しくは本サービスを侵害性のない同等の物と交換するか、又は(iv)侵害性があると申し立てられている未履行の本サービスに関して支払済み代金を返金するか、または侵害性があるとされるソフトウェア等に関して合理的に減価償却もしくは比例配分した金額で返金するものとします。前述の記載に関わらず、デルは、(1)デル若しくはその代理人が履行したものではないソフトウェア等若しくは本サービスの修正、(2)サードパーティ製品に関連したソフトウェア等、または本サービスの組合せ、稼働若しくは利用（であって、侵害の申立てを引き起こした組合せである場合）又は(3)お客様により提供され、若しくは要請されたソフトウェアその他の材料または工程を組み込むことを含め、お客様の仕様・指示書にデルが従ったことに起因して生じる申立てについて、本第 19 条に基づく何らの義務も負わないものとします。本第 19 条は、第三者の知的財産等の申立て又は訴訟についてお客様の唯一の救済手段を記載したものであり、本契約その他のいかなるものによっても、デルが、お客様に対しより高度の補償を提供することの義務を負うものではありません。第 19 条の本段落は、トライアル版の場合には適用されません。

お客様は、次に掲げるいずれかの事項に関連する第三者の申立て又は訴訟に起因し又は関連して生じる、請求、損害、責任、損失、費用及び経費（合理的な弁護士報酬を含みます。）について、デル当事者らを防御し、デル当事者らに補償するものとします：(a)お客様の提供する技術若しくはデータに関連した、または本ソリューションの一環として、お客様がインストールまたは組み込みを指示、若しくは要請したソフトウェア等、サードパーティ製品その他のコンポーネントに関連した、適切なライセンス、知的財産等の権利その他の許可、規制当局からの証明書、若しくは承認をお客様が取得または保持しなかったこと、(b)お客様による本契約違反、若しくは該当する法律、規則若しくは命令への抵触、(c)輸出許可の存在に関する不正確な表明、若しくはお客様による適用される適用取引法への抵触、若しくはその疑いを理由としてデル当事者らに対してなされる申立て、(d)お客様からデルへの除外データの提供、(e)第 2 条に従いお客様の責任となる租税債務、(f)お客様による本ソリューションの利用、(g)エンドユーザーによる本契約に基づくお客様の義務の不履行、または(h)お客様による独自のサービス、ソフトウェア、技術若しくはソリューションの提供。

各当事者は、死亡を含む人身傷害に関する第三者の申立て又は訴訟について、相手方当事者を防御し、相手方当事者に補償するものとしますが、ただし、当該補償当事者による本契約に基づく自己の義務の履行過程上の故意又は重過失に直接起因する範囲内とします。

20. 補償手順

被補償当事者は、(i)申立てがあれば速やかに補償当事者に書面で通知し、(ii)当該申立てからの防御及び解決に対する単独の指揮権を補償当事者に付与し、(iii)当該申立てからの防御及び解決に際して、補償当事者の費用負担により、協力するものとします。速やかに通知が行われない場合であっても、補償当事者の当該申立ての防御能力が、その懈怠により著しく毀損されていない場合、補償当事者の義務は影響をうけません。

いかなる場合も、補償当事者は、被補償当事者の事前の書面による同意（不当に留保されないものとします。）がなければ、第三者の申立てに関して、判決に同意又は和解をすることはできないものとしますが、その判決又は和解が、誤りなく承認され、金銭的損害賠償の支払にのみに関するものであり、当該申立てに関するすべての責任及び義務から被補償当事者を明示的かつ無条件に免除するものであるときは、その限りではありません。

21. 追加情報

A. 独立契約当事者の関係、第三者受益者の否定。当事者らは、独立した契約当事者とする。本契約のいずれの規定も、お客様とデルとの間において、社団、信託、組合若しくは合弁事業を設定し又は信認的な任務、義務若しくは責任を課すものではありません。いずれの当事者も、本契約で定める場合を除き、明示または默示に、他方当事者の代わりに、義務を設定する権利、権限又は権能を有しません。本契約は、本書の当事者以外の何人に対しても、明示又は默示の権利又は救済手段を付与するものでなく、かつ、付与することを意図されたものではありません。

B. 履行免除。当事者は、速やかに相手方当事者に書面で通知した場合、自己の義務を履行する上での遅滞については、その遅滞が自己の合理的な支配を超える状況に起因するものであるときは、相手方に対して責任を負わないものとします。当該状況が 30 日間を超えて存続するときは、相手方当事者は、遅滞当事者に書面で通知することにより、本契約又は影響の生じたサービス契約若しくはソフトウェア契約の全部又は一部を解除することができます。本条は、本契約に基づくいずれの当事者の義務（支払を含みます。）も解除せず、履行上の遅滞のみを免除します。本条に基づき生じる遅滞において、お客様は、自己のデータが回復できない場合があることについて認識及び了承し、当該データの再入力はお客様が行うことを承諾します。

C. 貿易コンプライアンス、除外データ。お客様は、米国、カナダ、欧州連合、およびその他の該当する管轄区域の輸出管理および経済制裁法(以下、総称して「**適用取引法**」といいます)を遵守し、その遵守に責任を負います。本ソリューションは、適用される取引法に準拠する場合を除き、使用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出、または譲渡することはできません。お客様は、適用取引法に基づく経済制裁の対象または対象である国または地域に居住していないこと、または対象または地域に所在していないことを表明し、保証します。

www.dell.com/tradecompliance で利用可能な貿易コンプライアンス要件には、適用取引法およびお客様が遵守しなければならないその時点で最新の制限の遵守に関する詳細情報と要件が含まれています。お客様は、本ソリューション内で処理されるデータには個人特定可能な情報及び関連メタデータが含まれる場合があることを確認し、また、データ管理者として、データの提供に関連して適用されるプライバシーに係る法律又は規則を遵守することについて了承します。本ソリューションに関連してお客様が提供するカスタマーコンテンツ、ソフトウェア又はカスタマーソリューションは、(i)アメリカ軍需品リスト上に分類若しくは掲載されておらず、(ii)防衛物品若しくは防衛サービスを含まず、(iii)ITAR 関連データを含まず、また、(iv)連邦若しくは州における特定のプライバシー若しくはデータセキュリティの要件により保護される健康情報を含みまらないものとします(前記(i)から(iv)を総称的して「**除外データ**」といいます。)。

D. 規制関連要件。デルは、本ソリューションの実施に際して用いられるサードパーティ製品がそのサードパーティ製品の引渡国の現地規制要件を充足するものであるかどうかを判断する責任を負わず、デルは、ソフトウェア等の提供又はサービスの履行については、そのソフトウェア等又は本サービスが現地規制要件を充足するものでないことをデルが認識した場合には、これを行う義務を負わないものとします。

E. オンライン条件の改訂。本契約の改訂(AUPの場合を除きます。) (「**本件改訂**」といいます。)は、デルが自己のウェブサイト上に本件改訂を公開した日よりも後に、基礎となるソリューション概要又は注文書類が更新又は延長されるときまで、効力を有しないものとします。

F. 優先順位。本契約を構成する各文書の条件が抵触する場合、それらの文書は、次に掲げる順位で優先します: (i)地域別付属書(該当するものがある場合)、(ii)ソリューション概要又は注文書類、(iii)本書条件、及び(iv)AUP。ただし、パートナーソリューションに関しては、お客様とクラウドパートナーとの間において、パートナーによる条件が、本契約を構成する各文書の条件に優先します。優先条件は、同一の段落、条項又は下位条項内の非抵触規定を保全することを含め、できる限り非抵触部分の条項を保全した上で抵触が解決されるよう、できる限り狭義に解釈します。

G. 完全合意、可分性。 本契約は、その主題に関するお客様とデルとの間の完全な合意であり、本ソリューションに関するお客様とデルとの間における従前の口頭及び書面による一切の了解、やり取り又は合意に優先します。第 21 条 E に別段の規定がある場合を除き、本契約の全部又は一部の改定又は修正は、両当事者の代理権限を有する者によって書面で合意されないと認められたときは、当該規定は、法律を遵守する上で必要な限度でのみ削除又は修正され、本契約の残りの規定は、有効に存続します。本契約の締結に際して、いずれの契約当事者も、本契約内で十分に明示されていない相手方の表明又は陳述に基づくものではありません。各契約当事者は、自己の判断及びデューデリジェンスに基づくものであり、本契約で明示的に定められていない表明又は陳述に基づくことを明確に否認します。

H. アメリカ政府の制限的権利。 ソフトウェア等並びにソフトウェア等及び本サービスとともに提供される書類は、C.F.R. 第 48 編第 12.212 条で用いられる用語としての「商業コンピュータソフトウェア」及び「商業コンピュータソフトウェア文書」をもって構成される、C.F.R. 第 48 編第 2.101 条で定義される用語としての「商業品目」に該当します。C.F.R. 第 48 編第 12.212 条及び C.F.R. 第 48 編第 227.7202 条 1 から第 227.7202 条 4 までに従い、すべてのアメリカ政府の最終利用者は、本書で定める権利のみを伴ってソフトウェア等及び文書を取得します。請負業者／製造業者は、One Dell Way, Round Rock, Texas 78682 の Dell Products L.P. です。

I. 準拠法。 本契約、及び本契約、その解釈、違反、終了若しくは有効性、本契約から生ずる関係性（該当する法律で認められる最大限の範囲において、本契約の署名者でない第三者との関係性を含みます。）、デルの広告又は関連サービスに起因又は関連して生じる（法定、消費者保護、コモンロー、故意の不法行為及びエクイティ上の請求を含め、契約、不法行為その他のいかなる事由によるかを問わず）お客様とデルとの間の請求、紛争又は争訟（「紛争等」といいます。）は、抵触法にかかわらず、テキサス州の法律に準拠するものとします。

J. 管轄権及び裁判籍。 当事者らは、紛争等については、テキサス州トラヴィス郡又はウィリアムソン郡に所在する州裁判所又は連邦裁判所に専属的に提起することを了承します。当事者らはさらに、テキサス州トラヴィス郡又はウィリアムソン郡に所在する州裁判所又は連邦裁判所の人的管轄権に服することを了承し、それらの裁判所による当事者らへの管轄権の行使及びそれらの裁判所への裁判籍について異議を申立てないことを了承するものとします。

K. 非陪審審理。 当事者らは、法律で許される最大の限度で、紛争等について陪審審理の権利を放棄することを了承します。

L. 集団訴訟の否定。お客様、デルのいずれもが、その他の顧客らによる、もしくはその他の顧客らに対する請求に参加し、請求を併合する権利、又は集団訴訟の代表者として、若しくは市民側代理人の地位により請求を追行する権利を有しないものとします。

M. 制限期間。いずれの当事者も、最初に請求してから二年を超えて、その請求の責任を負わず、主張を行わないものとします。

N. 放棄。デルが本契約の規定の履行を強制しない場合であっても、当該規定に対する現在若しくは将来の放棄とはならず、後に当該規定の履行を強制するデルの権利が制限されるものではありません。書面が作成されない限り、放棄は有効にならないものとします。

O. 弁護士報酬。紛争等（第 3 条 B で定める場合を除きます。）において、各当事者は、自己の弁護士報酬及び費用を負担し、テキサス州民事訴訟手続・救済法第 38.001 条に基づく弁護士報酬に対する法定の権利を明示的に放棄します。

P. 通知。本契約のもと、デルへの通知は、書面により、神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエアビル デル株式会社 法務部まで、速達又は配達証明郵便により送付されなければなりません。

補足条件:

地域別付属文書

EMEA の顧客及びエンドユーザー向け追加条件:

欧州、中東又はアフリカの各国で本ソリューション若しくはカスタマーソリューションを受領し又はそれらへのアクセスを許可されるお客様又はエンドユーザーに関しては、本 EMEA 付属書の規定が適用されるものとします。お客様、本 EMEA 付属書を含め、エンドユーザーによる本契約条件の順守を保証する責任を負うものとします。

1. データプライバシー。

1.1 本第 1 条において、「データ管理者」、「データ処理者」、「個人データ」及び「処理作業」は、隨時改正される、個人データの処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州指令 95/46/EC（「本件指令」といいます。）により定義されるものとします。

1.2 本契約に基づき又は関連して処理される個人データの目的上、お客様がデータ管理者である場合には、お客様は、本件指令により課される規定及び義務を遵守するものとします。

1.3 データ管理者として、お客様は、デルに個人データを移転する前に、適法に処理作業を行うために必要なすべての許可を取得済みであることを確認します。本契約に基づき又は関連してデルがお客様のためにデータ処理者として個人データを処理する場合には、デルは、その個人データを保護するために適切に保護されていることを保証します。

1.4 デルの人員が従事した時間に対するデルの合理的な専門家料金をお支払いいただく場合、デルは、お客様が個人データの対象者から行われたお客様の記録へのアクセス請求に対応するデータ管理者として、お客様を支援するため、合理的な努力をするものとします。

1.5 お客様は、本契約に従い、本契約に基づくデルの義務を履行するため、また、本契約に従い表示された追加目的のため、お客様がデルに提供した個人データを収集し、利用し、保存し及び移転することを、デルに承諾します。

1.6 デルは、通常の業務において、自己の企業システム上にある個人データを、同一会社グループ内のその他の事業体、代理人若しくは下請人又は個人データに付随的にアクセスしうるその他の関係するビジネスパートナーに対し、世界中に移すすることができます。こうした移転を行うに際して、デルは、本契約に基づき又は関連して移転される個人データを保護するため適切な保護策の整備を行うことを保証するものとします。

1.7 デルは、デルの作為又は不作為に起因して、お客様又はデータ主体が提起する請求について、その作為又は不作為がデルがお客様の指示を遵守した結果生じたものである限りにおいて、責任を負わないものとします。

2. 従業員.

2.1 本第2条において、「請求等」とは、請求、要求、訴訟、損失（利益の逸失、評判の喪失、財産の損失又は損害、人の傷害又は死亡、及びその他の場所に資源を配置する機会の喪失などを含みます。）、経費、責任、判決、和解、損害及び費用（あらゆる利息、金銭罰及び訴訟その他の専門的費用・経費を含みます。）をいいます。

2.2 デルの人員は、デルの単独の管理、指揮及び権限に帰属し続けます。デルは、本ソリューションの提供のために配属する人的資源について、単独で責任を負うものとします。デルの人

員は、デルの管理的及び階層的統制のもと、あらゆる目的上、デルの従業員として存続します。お客様は、お客様、その代理人、従業員又は代表者が、雇用者としてのデルの行為に何ら干渉せず又はこれに何らの影響も及ぼさないことを保証します。

2.3 お客様は、従業員代表者との協議、（人員整理その他の事由による）雇用権の終了、又は本ソリューションの開始若しくは終了から生じる、または本契約に起因若しくは関連して生じる、お客様の従業員、若しくは本ソリューションの類似サービスを提供するお客様の元供給業者に係る適用法令上の労働上のみなし譲渡などを含め、お客様、その従業員、請負人又は代理人による労働組合又は従業員代表者を規律する規則の不遵守に起因し又は関連してデル、デルの関係先、その役員、代理人及び下請人が負う一切の請求等について、要求があり次第、デルに補償を行うものとします。

2.4 デルのいずれかの人員（その雇用又は起用がデルによるものか又はその請負人若しくは代理人によるものかを問いません。）が、お客様又はその従業員、請負人若しくは代理人の作為、不作為又は不履行の結果、デル又はその下請業者若しくは供給業者に対して訴訟を提起するとき（本ソリューションのいずれかの部分を取りやめたいというお客様の要請に起因して生じる請求等を含みます。）は、お客様は、弁護手続上において、デルに協力するものとし、裁判所若しくは審判所により言い渡される補償その他の支払の裁定又は解決・和解の合意に関して支払われる金銭に起因し又は関連してデル、デルの関連会社、その役員、代理人及び下請人が負う一切の請求等、並びにその請求等の処理に際してデルが負う一切の訴訟費用及び支出について、要求があり次第、デル、その下請業者及び供給業者に補償を行うものとします。

カナダのお客様又はエンドユーザー向け追加条件:

本契約のカナダ向け付属書は、お客様がアメリカに拠点を置きながらも、本ソリューション若しくはカスタマーソリューションを受領し、あるいは、アクセスを提供されるエンドユーザーがアメリカにいる場合に、適用されます。明確に説明するために付言すると、本カナダ向け付属書は、カナダ企業に向けデルが直接販売することを促すものではありません。

1. データプライバシー.

1.1 お客様は、カナダ国外の施設から本ソリューションが提供され、本ソリューションを通じてお客様が提供するデータ又は情報（個人情報を含みます。）がカナダ国外に送信され、かつ保存されることを、了承します。

1.2 お客様は、デルによる本ソリューションの実行に伴い、カナダ国外にあるデータ及び情報を利用し、国外に移転する上で必要となるすべての権利、許可、同意を取得済みであるか、開示を受けていることについて、保証する責任を負うものとします。

1.3 お客様はさらに、お客様の事業により、又はお客様の事業を行う過程において収集利用されるデータ及び情報を含め、お客様の事業に適用される可能性のある法律に基づきカナダ国外にデータ及び情報を開示し又は移転することが認められることについて、保証する責任を負うものとします。

LatAm のお客様及びエンドユーザー向け追加条件:

中央・南アメリカ（「LatAm」といいます。）の各国で本ソリューション若しくはカスタマーソリューションを受領し又はそれらへのアクセスを提供されるお客様又はエンドユーザーに関しては、本 LatAm 付属書の規定が適用されるものとします。お客様は、本 LatAm 付属書を含め、エンドユーザーによる本契約条件が遵守されるようする責任を負うものとします。

1. データプライバシー.

1.1 お客様は、デルが本ソリューションを実行し又は提供する上で合理的又は必要な、お客様及びエンドユーザーのデータを、利用、複製、修正、稼働、表示及び頒布することを、デルに明確に認めます。

1.2 お客様は、お客様の国及び LatAm 外の施設から本ソリューションが提供されること、本ソリューションを通じてお客様が提供するデータ又は情報（データプライバシー法により保護される個人情報を含みます。）が、お客様の国及び LatAm 外に送信され及び保存されることについて、確認し及び明確に了承します。お客様は、保存された情報が当該施設の所在する地域に適用される法律及び管轄権の対象となる場合があることを了承します。

1.3 お客様は、デルによる本ソリューションの実行に伴い、LatAm 外で、データ及び情報を利用し、また国外に移転する上で必要となるすべての権利、許可及び同意を取得済みであるか、開示を受けていることをについて、保証する責任を負います。データ又は情報がデルに移転された後は、必要な同意、及び許可を取得済みであるとみなされます。

1.4 お客様はさらに、お客様の事業により、又はお客様の事業を行う過程において収集利用されるデータ及び情報を含め、お客様の事業に適用される可能性のある法律に基づき LatAm 外にデータ及び情報を開示、移転できることを保証する責任を負うものとします

1.5 お客様は、デルが通常の業務において、自己の企業システム上にある個人データを、同一会社グループ内のその他の事業体、代理人若しくは下請人に対して、又は個人データに付隨的にアクセスできるその他の関連するビジネスパートナーに対して、世界中に移転する場合があることを確認し、明示的に了承します。こうした移転に際して、デルは、本契約に基づき、又は関連して移転される個人データを保護するため、適切な保護策の整備を行うことを保証するものとします。

1.6 デルの人員が従事した時間に対するデルの合理的な専門家料金をお支払いいただく場合、お客様は、現地法により認められた個人及び事業体が行うすべての情報アクセス請求について、単独で責任を負うものとします。デルは、お客様が自己の義務を遵守する支援をするため、合理的な努力をするものとします。

クラウドソリューション契約条件利用規程

本クラウドソリューション契約書利用規程（「AUP」といいます。）は、お客様及びお客様のエンドユーザーによる(i)本ソリューションの利用及び(ii)本ソリューションへのアクセスに用いられるオンラインポータル、コンソール、ダッシュボードその他これらに類するインターフェース（「ポータル等」といいます。）の利用に関する要求される、一定の制限及び制約を定めたものです。デルは、お客様又はお客様のエンドユーザーによる本ソリューション又はポータル等の利用に関する制約を追加し又は修正するために、本 AUP を隨時改訂することができるものとします。お客様又はお客様のエンドユーザーが本 AUP に違反したときは、デルは、お客様又はお客様のエンドユーザーによる本件ソリューションの利用を停止し又は終了することができるものとします。

本 AUP で使用する用語であって別段の定義のないものは、デルクラウドソリューション契約に規定された意味と同じ意味を有するものとします。

お客様は、次に掲げる事項が禁止されます：(1)デル若しくは第三者のネットワーク若しくは設備の不正な利用若しくはそれらへの不正なアクセスをすること、(2)その他の個人若しくは事業体に本ソリューションの複製を許可すること、(3)アクティベーション指示への不正なアクセス若しくは当該指示の不正な利用を提供すること、(4)本ソリューションの脆弱性若しくはデル若しくはお客様若しくは供給業者のシステム、アカウント若しくはネットワークの脆弱性について探査、精査若しくは検査を試みること、(5)ユーザー、ホスト若しくはネットワークへのサービスを妨害し若しくは妨害を試みること、(6)詐害的、攻撃的若しくは違法な性質の活動を行うこと、(7)ポルノ、猥褻、嫌がらせ、虐待、中傷若しくは誹謗となるような若しくは人種差別、

憎悪、偏見若しくは暴力を奨励、促進、表明するような、コンテンツをアップロード、若しくは活動を行うこと、(8)個人若しくは第三者の知的財産権若しくはプライバシー権を侵害する活動を行うこと、(9)一方的な一斉送信型若しくは宣伝用のメッセージを送信すること、(10)ワーム、トロイの木馬、ウイルス、破損ファイルその他これらに類する項目を故意に頒布すること、(11)意図、目的若しくは認識にかかわらず、本ソリューションを利用し若しくは享受する他人の能力を制限、抑止その他の妨害すること（安全・セキュリティ機能を持ったツールの場合を除きます。）、又は(12)本ソリューションを提供するために用いられるデル（又はデルの供給業者）の施設を制限、抑止、妨害若しくはその他これに支障若しくは性能低下を与えること。

デルは、本 AUP 違反の疑いを調査する場合があります。デルは、本 AUP 違反の疑いを、該当する法執行当局又は第三者に報告し、又は、お客様若しくはお客様のエンドユーザーによる本ソリューション、ポータル等、システム若しくはネットワークの利用、本 AUP 違反に関する違法行為の調査に協力することができるものとします。

デルクラウドソリューション契約条件

改訂日: 2024 年11月